

北上地区消防組合消防本部訓令第1号

消防機関

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年1月7日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程（平成7年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(当直部長)</p> <p>第4条 消防署に当直部長を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(分署長、出張所及び副分署長)</p> <p>第5条 分署に分署長及び副分署長を、<u>出張所に出張所長</u>を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>出張所長</u>及び副分署長は消防司令補の階級にある者をもって充てる。</p> <p>4 分署長及び<u>出張所長</u>は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。</p>	<p>(当直部長)</p> <p>第4条 <u>北上</u>消防署に当直部長を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(分署長及び副分署長)</p> <p>第5条 分署に分署長及び副分署長を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 副分署長は消防司令補の階級にある者をもって充てる。</p> <p>4 分署長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。</p>

5 [略]

(主任)

第9条 係、分署及び出張所に必要な応じて主任を置くことができる。

2 [略]

3 [略]

5 [略]

(主任)

第9条 係及び分署に必要な応じて主任を置くことができる。

2 [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。